

令和7年9月から半年間、水道料金の基本料金の減免し、
他市町から給水を受けている羽曳野市民の世帯には支援金を交付します

大阪府羽曳野市水道局では「物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金」を活用し、令和7年9月から令和8年2月までの合計6カ月の期間で、最大5カ月分の水道基本料金を減免し、またはその相当額の支援金を交付します。

《対象者》

[水道基本料金の減免の対象者]

羽曳野市に住居・事務所等を有し、羽曳野市水道局と給水契約を結んでいる方

[支援金の対象者]

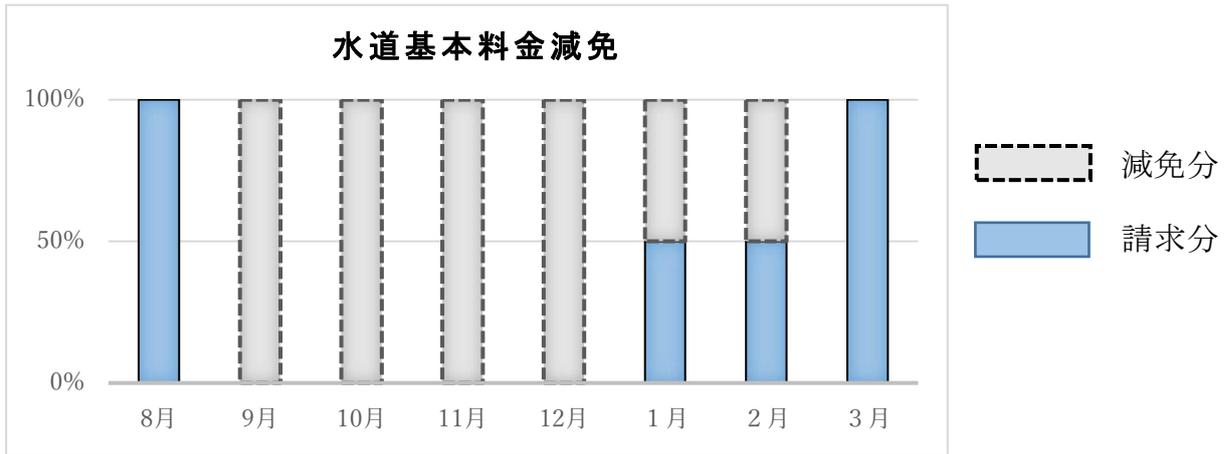
羽曳野市に住居・事務所等を有し、羽曳野市以外の水道事業者から給水を受けている方

水道料金の減免額および支援金額は、水道基本料金（税抜）月額635円の5カ月分3,175円+消費税です。

羽曳野市民約52,000世帯が対象となり事業総額は、約1億7,000万円となります。

羽曳野市水道局は、ライフラインを担い、羽曳野市民の生活に身近で必要不可欠な水道の基本料金の減免および減免額と同等の支援金を交付することにより、公平かつ適切に少しでも市民生活の支援・サポートとなると考えています。

詳しくは、羽曳野市水道局のホームページをご覧ください。



		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
減免	検針が奇数月の場合	—		●	○	●	○	●	○		— : 使用期間 ● : 検針 ○ : 請求
	検針が偶数月の場合		—		●	○	●	○	●	○	
支援金	申請				---	---	---	---	---		--- : 申請期間
	支払い									☆	☆ : 支払い

<本件に関する報道関係者からの問い合わせ先>

羽曳野市水道局総務課

担当：総務担当

TEL：072-947-3941（直通）